

第五次滋賀県環境学習推進計画（答申案）について

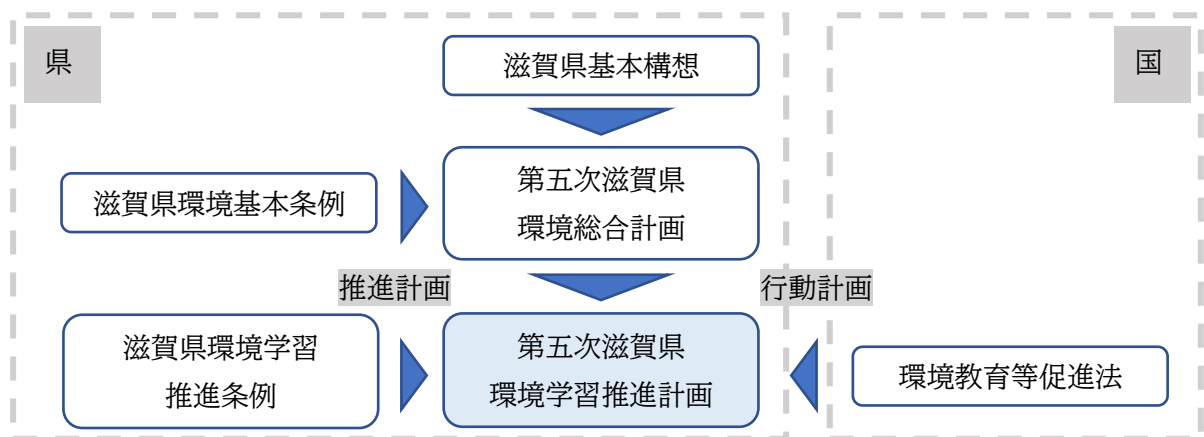
環境政策課

1 概要

県では、滋賀県環境学習の推進に関する条例（平成 16 年 3 月 29 日滋賀県条例第 28 号）に基づき、環境学習の体系的、総合的および効果的な推進を図るため、滋賀県環境学習推進計画を策定している。

第四次滋賀県環境学習推進計画（以下「現行計画」という。）の計画期間が令和 7 年度末で終了することから、現行計画の策定後の環境を取り巻く社会情勢の変化や環境学習の状況をふまえ、令和 8 年 3 月に第五次滋賀県環境学習推進計画（以下「第五次計画」という。）を策定する。

2 位置づけ



3 現行計画の状況について

- 「地域を愛し、自ら行動できる人育てによる、『いのち』がつながる持続可能な社会づくり」という基本目標のもと、持続可能な社会づくりに向けた環境学習を推進。
- 人材育成や環境学習の場や機会づくり、普及啓発のための事業などに全庁的に取り組み、県民の環境保全行動実施率は過去 5 年間、8 割前後の高い数値で推移。
- しかし、実施率を年代や地域別で見るとばらつきがあることや、環境学習に関わる各主体へのヒアリングから、環境学習の現場では依然として課題が残っていることが判明。

課題を整理

- | | |
|--------------------------|----------------------------|
| (1) 原体験として身近な環境に触れる機会の確保 | (3) 環境学習に関する情報の発信 |
| (2) 環境学習の担い手の育成 | (5) 環境学習を通じた人々が幸せに暮らす社会の実現 |
| (4) 学校現場等への支援 | |

令和7年10月	常任委員会 報告
11月	県民政策コメント 実施
令和8年2月	滋賀県環境学習等推進協議会、滋賀県環境審議会環境企画部会に最終報告
3月	常任委員会 報告
	第五次滋賀県環境学習推進計画 策定